

グローバルな知的財産取引に伴う税務への対応

——知財税務の全体像の提示とグループ企業間の移転価格税制への対応——

知的財産マネジメント
第2委員会第3小委員会*

抄 録 企業の研究開発・製造・販売活動のグローバル化に伴い、研究開発投資とその成果の移転、ロイヤリティの収受、知的財産の取得や譲渡等の知的財産取引は、その件数が増加しているだけでなく、その内容も高度化・複雑化している。そして、このことは知的財産取引に纏わる税務リスクが高まっていることを意味している。特に、親会社（日本）と関係会社（海外）とのグループ企業間取引に関連する移転価格税制について、無形資産取引の取扱いや運用を明確にするための改正や事例集がここ数年国税庁から次々と公表されている。従って、グループ外他社との取引以上に関係会社との知的財産取引における適切な税務対応を行うことの重要性が増してきている。

このような状況下で、知財部門が税務に係わる機会は、今後ますます増加することが見込まれ、知財部門はこれまで以上に税務を知り、他部門と連携して必要な対応をする必要がある。本論説では、知的財産に関わる税金の全体像を明らかにした上で、関係会社との税金処理、国際的な取引に伴う移転価格税制などについて、知的財産取引に関連する課税関係をグローバルな視点から調査・研究し、問題の所在と知財部門が行うべき対応を示す。

目 次

1. はじめに
2. 知財税務の全体像
 2. 1 知財税務に関する情報
 2. 2 知的財産に係る税金
 2. 3 知財活動に係る税務
 2. 4 税務に対する問題意識
3. 国外関係会社との取引に係る移転価格税制について
 3. 1 移転価格税制の基本的な概念
 3. 2 移転価格税制調査の一般的な流れ
 3. 3 移転価格税制特有の取扱い
 3. 4 移転価格税制の事例
4. 移転価格税制に対する知財部門での対応
 4. 1 無形資産の使用を伴う取引に関する事実認定
 4. 2 移転価格税制に対する着眼点
5. おわりに

1. はじめに

企業の研究開発・製造・販売活動のグローバル化¹⁾に伴い、研究開発投資とその成果の移転、ロイヤリティの収受、知的財産の取得や譲渡等に関して、国内外の関係会社等との間の知的財産取引がより高度化・複雑化している。これに伴い、知的財産取引に絡む税務実務も増加し且つ高度化・複雑化しており、知的財産取引に纏わる税務リスクの低減は重要な経営課題であり、知財部門にとっても重要な課題の一つとなってきた。

一方、移転価格課税件数や課税所得金額が近年激増し、知的財産取引が絡む課税事例も多く

* 2007年度 The Third Subcommittee, The Second Intellectual Property Management Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

なっている²⁾。移転価格税制における「無形資産」の定義は特許権等の知的財産のみに留まらず、また他国（米国や欧州等）とその定義が必ずしも一致しておらず³⁾、さらに両国に課税当局があるなど、複雑化を極めている。

国税庁は平成19年6月25日に「移転価格事務運営要領⁴⁾（以下「事務運営要領」という）の一部改正通達⁵⁾」の中で「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集³⁾」（以下「事例集」という）を発表して無形資産の取り扱いの判断基準の明確化を図っている。今後、国外関係会社との間の知的財産取引における対価の設定の際には、特にこの判断基準に注意することが必要と思われる。

以上のような背景から、当小委員会では、先ず、文献などの調査・収集・検討、公認会計士・税理士等の専門家に対するヒアリング、セミナーへの出席等により、国内外の知的財産取引に纏わる税務の現状を把握し、その全体像を整理した。次に、現在ホットな 이슈となっている国外関係会社との知的財産取引等に係わる移転価格税制について調査・研究し、その概要をまとめるとともに、知財部門の担当者にとるべき対応や着眼点について平易な解説を試みた。なお、この論説で提供する情報は知財税務に関する一般的な解説であり、具体的な事案については税務の専門家等に相談されたい。

2. 知財税務の全体像

2.1 知財税務に関する情報

知財税務の全体像を把握し、その対応を明らかにするため、知財税務に関する情報を収集した。具体的には、本「知財管理」誌の他、書籍・専門誌やインターネットから情報を得た。また、移転価格事務運営要領の一部改正に伴い、会計事務所等において開催されたセミナーでの情報や、知財税務を主に扱う公認会計士や税理

士等へのヒアリングによる情報収集も行った。なお、収集した情報の一覧を文末の表9にまとめたので参照されたい。

2.2 知的財産に係る税金

(1) 知財活動に係る日本の税金

我が国の税金のうち、知的財産の譲渡・ライセンス等の知財取引に係る主な国税・地方税を、表1に示す。

このうち、我が国の法人・居住者への所得課税については、全世界の所得に対して法人税・所得税が課される。課税の対象となる所得は、益金から損金を控除した額である。税法上の益金・損金は、会計上の収益・費用に対し税法上算入すべきものを加算し、算入できない評価損・評価損・受取配当・交際費等を調整したものである。

表1 知財活動に係る日本国内の税金

	国税	地方税
所得課税	法人税 所得税	法人住民税 法人事業税
資産課税等	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	
消費課税	消費税	地方消費税

なお、知財に関わる日本の税金の詳細については、日本知的財産協会ライセンス委員会資料「ライセンス契約と税金」⁶⁾等を参照されたい。

(2) 日本における国際課税に関する諸制度

国際的な取引に対する課税については、対人主権に基づきその国の法人・居住者の所得について、源泉地を問わず全世界で得た所得に課税する考えと、領土内に源泉のある所得について課税する考えがある。我が国を含む多くの国では内国法人・居住者については全世界の所得について課税し、外国法人・非居住者については

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

国内に源泉のある所得に課税している。

このため、外国に源泉のある所得については、外国と国内で二重に課税される問題が生じる。この二重課税の排除、国家間の課税権の調整、租税回避に対応するための制度が各国の国内法と国家間の条約により設けられている。我が国では、表2に示す国際課税に係る制度が設けられている⁷⁾。

表2 日本における国際課税制度

租税条約	①二国間租税条約
国内法	②外国法人・非居住者課税 ③外国税額控除制度 ④移転価格税制 ⑤外国子会社合算税制 ⑥過小資本税制

①「二国間租税条約」は、締結国との課税権の配分等の二重課税調整、租税回避措置への対応、並びに投資交流の促進を目的としており、国内法人が相手国で得た所得に関する相手国の課税の税率は、租税条約により、軽減または免税とされることが多い。

②「外国法人・非居住者課税」は、日本に恒久的施設（PE；Permanent Establishment）を有する外国法人には法人税を課すものであり、PEを有しない外国法人・非居住者には利子・配当・使用料等の国内源泉所得について源泉徴収による課税がなされる。

③「外国税額控除制度」は、国際的な二重課税の排除を目的として設けられた制度であり、外国で納付した外国税額について我が国で納付すべき国外所得に対する法人税額の範囲内で、控除することを認める制度である。

④「移転価格税制」は、日本法人が国外関係会社（移転価格税制上は「国外関連者」と呼ばれる）と取引を行う際に、取引価格（移転価格）を通常の価格と異なる金額に設定すると、一方の利益を他方に移転することが可能となること

から、このような関係会社との間の取引を通じた所得の国外移転を防止するため、移転価格を通常の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼ぶ）に引き直して課税する制度である。

⑤「外国子会社合算税制」は、いわゆるタックスヘブンを対策税制であり、税負担の著しく低い国・地域に子会社を設立してその子会社との取引を通じて利益を移転させる、あるいは子会社に資産運用させてその子会社に利益を留保する、といった日本の法人税課税を免れる租税回避行為に対処するために設けられた制度である。

⑥「過小資本税制」は、外国法人が日本に子会社（現地法人）を設ける場合、出資に代えて貸付けを多くすることによる税負担の軽減を防止するために、一定割合を超える支払利子の損金算入を認めないこととする制度である。

2.3 知財活動に係わる税務

図1に主要な知財活動に係わる税務の全体像を示す。

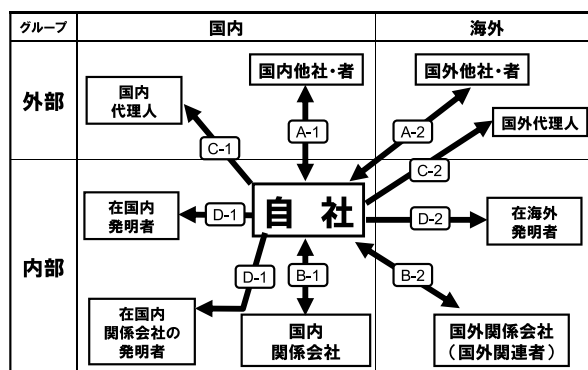


図1 主要な知財活動とこれに係わる税務

① A-1は国内他社・者との特許等の譲渡、ライセンス、損害賠償等の取引を表している。この取引に関しては、対価の受領側が法人の場合、法人税および消費税等が課される。対価の支払側は、譲り受けた特許権または実施権を減価償却資産とし、法人税法で定められた限度まで減価償却費を損金に計上することができる。なお、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

取引が特許権譲渡の場合、その契約書は1号文書⁸⁾として印紙税が課される。

② A-2は国外他社・者との特許等の譲渡、ライセンス、損害賠償等の取引を表しており、A-1で説明した税金に加え、支払う対価に源泉所得税が課されるか否かを検討するとともに、課される場合には低減税率や課税免除を取り決めた二国間の租税条約の有無を確認する必要がある。なお、ライセンスの対価に関する課税は、ライセンス対象の権利の使用場所を源泉地と考える「使用地主義」と、対価の支払者の居住地を源泉地とする「債務者主義」があり、我が国の所得税法・法人税法は使用地主義をとっている。ただし、我が国が締結する租税条約の多くは債務者主義を採用しており、租税条約の定めによる所得区分や源泉地規定が国内法に優先するので注意が必要である。

③ B-1は、国内関係会社との知的財産の譲渡、ライセンス等の取引を表しており、A-1と同様に、対価の受領側には、法人税および消費税等が課され、支払側は、譲り受けた特許権または実施権を減価償却資産とし、損金に計上することができる。一方、A-1と異なり、関係会社間の取引であることから、取引対価が時価と異なると認定された場合には、寄付金として取り扱われる問題が生じる。

④ B-2の国外関係会社との知的財産の譲渡、ライセンス等の取引については、A-2で説明した税金に加え、第3章で詳細に説明する移転価格税制についての検討が必要となる。

⑤ C-1の国内代理人への報酬支払、C-2の海外代理人への報酬支払いについては、日本の源泉所得に該当するか否かを確認する必要がある。

⑥ D-1の国内の発明者への発明補償金のうち、出願補償金は、原則として長期譲渡所得となり源泉徴収を要しない(会社側では、特許権または特許出願権等の取得費用となる)。一方、登録補償金および実施補償金は、権利の移転に

よって一時に実現したものでないため税務上は譲渡所得に該当せず、発明者にとっては雑所得に該当する。この場合の登録補償金および実施補償金は、会社にとっては発明者が特許権等を有しない状態のもとで支払われる金銭であり、所得税法第204条に規定する工業所有権の使用料に該当せず、源泉徴収を要しない⁹⁾。

⑦ D-2の国外の発明者への実施補償金の支払は、所得税法161条第7号イの工業所有権等の譲渡による対価として源泉徴収の対象になるとされている¹⁰⁾。その上で、軽減税率または課税免除を取り決めた二国間の租税条約の有無を確認する必要がある。

2. 4 税務に対する問題意識

前節で説明した国内外の第三者との知的財産取引や、国内外の代理人への報酬支払い、国内の発明者への発明補償金支払いについては、各企業において必要な対応がなされていると考える。

一方、国内外の関係会社との間の知的財産の譲渡、ライセンス等の取引については、取引の対価が時価であることが必要である。

特に、関係会社が国外の会社の場合、前記2.2(2)で説明した国際課税制度、とりわけ移転価格税制、において問題とならない取り決めとなっているのか十分に検討する必要がある。そして、移転価格税制における知的財産取引の対価を適切に設定するためには、事実認定に基づく客観性のある知的財産の評価が重要である。

3. 国外関係会社との取引に係わる移転価格税制について

3. 1 移転価格税制の基本的な概念

前章で示した税務に関する問題意識の内、グローバル化する企業間取引の増加に伴って、知財部門でも対応が求められる「移転価格税制」に関する基本的な概念について簡単に解説する¹¹⁾。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

移転価格税制の詳細については、表9に掲げた資料等を参照されたい。

(1) 移転価格税制の概要

移転価格税制は国外関係会社との取引を通じた海外への所得の流出を防止し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61（1986）年度税制改正で導入されたもので、主要先進国をはじめ中国・韓国等40ヶ国以上で導入されている。

移転価格税制の納税義務者は、内国法人および外国法人の日本支店等の法人である。

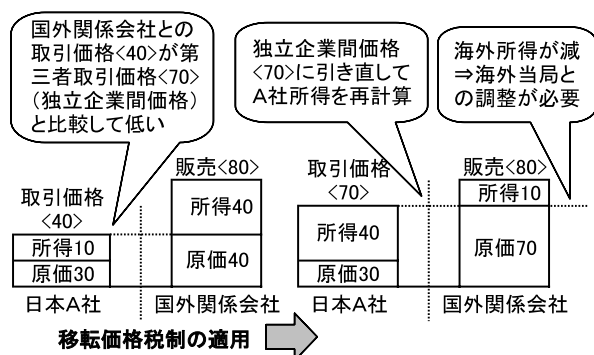


図2 移転価格税制の概要

図2に示すように、国外関係会社との取引価格<40>が第三者間の取引価格<70>（独立企業間価格）と異なることにより、我が国の課税所得が40から10へ減少している。この場合に、その取引が独立企業間価格<70>で行われたと見なして所得（10⇒40へ変更）を計算し課税する制度である¹¹⁾。

(2) 移転価格課税の状況

移転価格課税は件数・金額ともに近年増加傾向¹²⁾にあり、表3に見られるように、更正税額が巨額な課税案件が発生している。

この原因としては、次の3点が推察される。

① 企業の海外進出により、国外関係会社が増加傾向にある。

② 企業グループの中で、海外で稼得する利

表3 最近の新聞報道案件

年月	企業名	更正所得	更正税額	争点
2006-6	A社	1223億円	570億円	医薬品の海外販売価格
"	B社	744	279	ゲームソフト・CD・DVDの海外販売価格
"	C社	51	17	ゲームソフトの海外販売価格
2006-4	D社	49	25	エネルギー開発に関する役務提供対価
"	E社	50	22	同上
"	F社	161	76	自動車の海外販売価格
2005-6	G社	213	120	電子部品等の海外販売価格
"	H社	214	45	CD・DVDの海外販売価格
2005-4	I社	34	16	紙幣識別器の海外販売価格
2005-3	J社	245	127	電子部品等の海外販売価格
2004-4	K社	254	130	自動車の海外販売価格
2003-8	L社	N/A	170	ロイヤリティの対価

益が増大している。

③ 生産拠点の海外移管等により、無形資産（知的財産を含む）の関係する取引について、移転価格税制上の問題となり得る取引が増加している。

特に、生産拠点の海外移管に伴う無形資産取引の内、いわゆる「外-外取引」の増加が注目される。図3に示すように、従来は国外製造子会社（A）で生産された製品（棚卸資産）を、一旦国内親会社（甲）が買入れて国外販売子会社（B）に売却する商流（物流は直接A⇒B）であったが、最近では甲を介さず、Aから直接Bに販売する商流（外-外取引）への変更が多くなっている。

その場合、商流の変化前においては、甲から

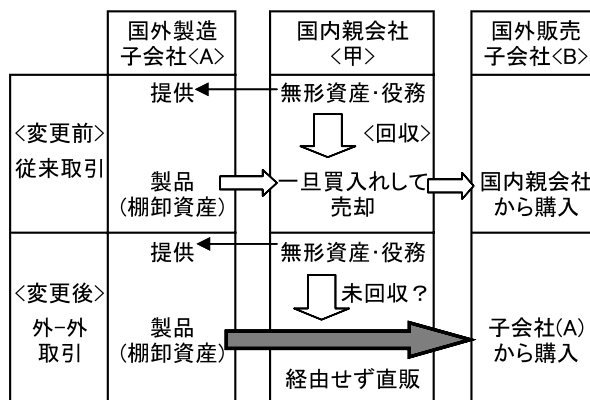


図3 外-外取引への変更

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Aに提供された技術・ノウハウに係る対価は、製品（棚卸資産）の取引を通じて回収されており、従って、商流の変更後においても技術・ノウハウ（無形資産）の対価として回収されないと移転価格税制上の問題が生じ得ることになる。

(3) 移転価格税制における明確化への取り組み
適用基準の明確化に関しては、昭和61（1986）年度の移転価格税制導入後、平成7～9（1995～1997）年に渡るOECD移転価格ガイドライン改定等を踏まえ、平成11（1999）年以降ほぼ毎年を渡って、透明性向上と納税者の予測可能性を高めるために、移転価格税制に関する法令解釈通達や事務運営方針が整備、改正されてきた（表4）。

表4 移転価格税制の公表状況

税制の改正	平成16年:取引単位営業利益法を導入(具体的な計算事例を例示)。
	平成17年:国外関連者の範囲を拡大,連結法人の事前確認に係る手続き等を追加。
執行面の改正	平成13年6月:移転価格事務運営要領を策定。
	平成14年6月:親会社から子会社への役務提供の取扱いを明確化。
	平成18年3月:無形資産取引とコストシェアリングの取扱いの明確化。
	平成19年6月:運用の明確化(事例集の公表)。

平成19（2007）年度税制改正に関する議論の中で移転価格税制の制度面・執行面の両面が採り上げられ、政府税制調査会の答申では、移転価格税制について、「適用基準の明確化、事前確認の迅速化、納税猶予制度の導入」等が指摘¹²⁾された。この答申等を受け、執行面での対応として、次の2点が決定された⁴⁾。

- ① 適用基準の一層の明確化を図るため、「無形資産の取扱い」を中心として、「移転価格事務運営要領（事務運営指針）」を改正し、その別冊として、新たに事例集を作成する。
- ② 事前確認の利便性向上のため、「事前確認

の申出」の前に、納税者が当局に事前相談するための利用環境整備を行った他、事前確認の処理促進のための体制整備等を図る。

3. 2 移転価格税務調査の一般的な流れ

(1) 移転価格税務調査の概要

ここでは移転価格の税務調査の概略を紹介し、後記3. 4で具体的な取扱いの判断基準を説明する。

税務当局による移転価格の税務調査は通常1～2年以上かかる。表5に示すように、最初に「所得移転の蓋然性の判断」段階では取引実態と利益状況についての調査がなされる。そのうち、準備調査では税務申告資料等を基に机上調査が行われる。実態調査では会社のビジネス状況の把握、全社的な損益状況の把握、各事業部へのインタビュー、損益状況の詳細分析等が行われ、凡その移転所得金額が算定される。

表5 移転価格税務調査の一般的な流れ

①所得移転の蓋然性の判断(取引実態と利益状況を調査)	
準備<机上>調査	調査の準備
実態調査	会社のビジネス状況の把握
	全社的な損益状況把握
	各事業部へのインタビュー
	損益状況の詳細分析
②独立企業間価格の算定(比較対象取引の価格情報入手)	
実地<本格>調査	比較対象企業・取引のベンチマーキング
調査の終結	調査担当官による中間意見
	反論書の提出
	更正通知

次に「独立企業間価格の算定」段階では、比較対象取引の価格情報の入手がキーとなる。実地調査では比較対象企業およびその取引のベンチマーキング、調査担当官による中間意見の表明、会社側からの反論書の提出などの本格調査が行われ、算定された独立企業間価格が最終的な課税処分額の一つの基準となる。最後に税務当局から調査終結による更正通知が会社に送付される。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(2) 移転価格調査に対する留意点

独立企業間価格の算定にあたり、国外関係会社の帳簿等の提出を求められて、遅滞なく提示・提出しない場合は、推定課税等を適用されることがある。また、事前確認制度（APA：Advance Pricing Arrangement）を利用する企業が最近では増加している。

無形資産に係る移転価格の検討に当たって、①国外関係会社の利益率が高いケース、②日本の親会社からの無形資産の供与・役務の提供があるにも拘わらず対価を受領していないケースについては特に注意が必要である。

3. 3 移転価格税制特有の取扱い

移転価格税制では、知的財産より範囲の広い無形資産の取引を対象として規定している。

しかしながら、知財部門としても、取扱対象が知的財産にとどまらず、ノウハウ、ブランド等の無形資産に拡大してきていること、無形資産並びにその取引が企業経営上重要な位置を占めてきている状況を鑑みると、知財部門の担当者が無形資産の範囲やその帰属に係る移転価格

税制上の取扱いを正確に理解することは重要である。以下に簡単に解説する。

(1) 対象となる無形資産

移転価格調査の「所得移転の蓋然性の判断」においては、無形資産が取引当事者の所得にどの程度寄与しているのかを検討する必要がある。「事務運営要領2-11⁴⁾」では、特許権・営業秘密等の技術革新に関する無形資産のみならず、従業員等の能力、知識等の人的資源に関する無形資産並びにプロセス、ネットワーク等の組織に関する無形資産について、利益の源泉になるものを総合的に判断することに留意するよう規定されている。

実務的には、移転価格税制の事例集の事例10、11、12（後記3.4(1)、(2)参照）等を参考としつつ、企業内の取引当事者が保有する無形資産を棚卸しし、これが自社の利益の源泉になるものであるか否かを十分に分析の上、対象となる無形資産の存否を確認する必要がある。また、事務運営要領2-11の無形資産の定義は、表6のとおり、OECD移転価格ガイドライン¹³⁾

表6 無形資産の定義の比較

事務運営要領 2-11	OECD移転価格ガイドライン	米国財務省規則 § 1.482-4(b)
①技術革新を要因として形成される特許権、営業秘密等。 ②従業員等が経営、生産、研究開発、販売促進等企業活動における経験から形成されるノウハウ。 ③生産工程、交渉手順および開発、販売、資金調達等に係わる取引網等。	(1)パラグラフ6.2:①特許、商標、商号、意匠、形式。②文学上・芸術上の財産権、ノウハウ、企業秘密。 (2)パラグラフ6.3: コンピュータソフトウェア。 (3)パラグラフ6.4: マーケティング上の無形資産（商標、商号、顧客リスト、販売網、重要な宣伝価値を有するユニークな名称・記号・写真）。 (4)パラグラフ6.5 ①ノウハウや企業秘密は商業上の活動を助け、又は向上させる財産としての情報又は知識。 ②ノウハウは経験から得られるものであり、製造者が単なる製品の検査や技術の進歩に関する知識から知ることができないものを意味する。 ③ノウハウは特許権によりカバーされない秘密工程、秘密方式及び産業上、商業上又は学術上の経験に関するその他の秘密情報を含むかもしれない。	無形資産とは以下を含み、かつ、個人の役務とは関係なく重要な価値を有する資産をいう。 ①特許、発明、方式、工程、意匠、様式、ノウハウ。 ②著作権、文学作品、音楽作品、芸術作品。 ③商標、商号、ブランドネーム。 ④一手販売権、ライセンス、契約。 ⑤方法、プログラム、システム、手続、キャンペーン、調査、研究、予測、見積り、顧客リスト、技術データ。 ⑥その他の類似項目。（あるものの価値がその物理的屬性でなく、その知的内容又は他の無形資産から派生している場合、上記の各項目に類似しているとみなされる。）

(注)上記比較表は無形資産の定義等を分かりやすく羅列したもので、各規定の内容をそのまま引用したものでない。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

や米国財務省規則¹⁴⁾と比べて抽象的かつ包括的であることから、外国の無形資産の取扱いを巡って企業側と国税庁、外国の課税庁との間で事実認定における見解の相違が生じる可能性も否定できない。

(2) 無形資産形成への貢献と帰属の決定

「所得移転の蓋然性の判断」に係る無形資産の問題としては、帰属の問題がある。無形資産の帰属については、「事務運営要領2-12⁴⁾」において、「無形資産の使用許諾取引等について調査を行う場合には、無形資産の法的な所有関係のみならず、無形資産を形成、維持または発展させるための活動において取引当事者の貢献の程度も勘案するとともに、無形資産の形成等への貢献の程度は、①意思決定、②役務の提供、③費用の負担、④リスクの管理において取引当事者が果たした機能等を総合的に勘案する」と定義され、単にその費用を負担しているというだけでは、貢献の程度は低いとされている。

実務的には、対象となる無形資産について、事例集の事例13、14、15（後記3.4(3)）等を参考としつつ、無形資産の形成等への貢献の程度を分析の上、無形資産の帰属を把握する必

要がある。

このように、無形資産の帰属については、単に「法的所有者」(Legal Ownership)であることだけをもって利益を享受することは認められず、無形資産の形成に貢献した者(Economic Ownership, 「経済的所有者」)にもその貢献度に応じて利益を享受すべきとの考え方が採用されている。このような考え方は、基本的にOECD移転価格ガイドラインや米国財務省規則とも整合するものと思われるが、実務的には、法的所有者と経済的所有者への帰属の扱いは大きな問題となろう。

(3) 無形資産取引に関する移転価格の算定方法

独立企業間価格の算定方法は、租税法通達66の4(2)-1および66の4(2)-2等の規定により、表7の区分を基に①の基本三法を適用し、①が適用できない場合に、②または③を選択する。具体的な算定方法については、事例集の第一章および第二章を参照頂きたい。

無形資産取引においても、これらの算定方法を選択することになるが、国外関連取引に係る外部比較対象取引(独立企業間取引)を発見することが困難な場合が多いと思われる。

表7 独立企業間価格の算定方法

	棚卸資産の売買取引	棚卸資産の売買取引以外の取引(→無形資産取引)	備考
①	基本三法 1)独立価格比準法 2)再販売価格基準法 3)原価基準法	基本三法と同等の方法 独立価格比準法と同等の方法 再販売価格基準法と同等の方法 原価基準法と同等の方法	②及び③に優先して適用
②	基本三法に準ずる方法 1)独立価格比準法に準ずる方法 2)再販売価格基準法に準ずる方法 3)原価基準法に準ずる方法	基本三法に準ずる方法と同等の方法 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法 再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法 原価基準法に準ずる方法と同等の方法	②と③の適用に優先劣後関係はない(同順位)
③	その他政令で定める方法 1)取引単位営業利益法 2)取引単位営業利益法に準ずる方法 3)寄与度利益分割法 4)比較利益分割法 5)残余利益分割法	その他政令で定める方法と同等の方法 取引単位営業利益法と同等の方法 取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法 寄与度利益分割法と同等の方法 比較利益分割法と同等の方法 残余利益分割法と同等の方法	

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

なお、日本の移転価格の算定方法は、OECD 移転価格ガイドラインや米国財務省規則と類似するが、算定方法の優先適用や特定の算定方法における認知の条件（OECDで取引単位営業利益法を選択する場合）等の相違点もあり、注意が必要である。

3. 4 移転価格税制の事例

前節にて言及した無形資産の取扱いの具体例について、事例集の事例（以下、【事例〇〇】と記載）に沿って簡単に説明する。

(1) 無形資産の取扱いに関する基本的な事例

【事例10】（研究開発およびマーケティング活動により形成された無形資産：図4）は、移転価格税制における無形資産の取扱いに関する基本的な事例が紹介されている。

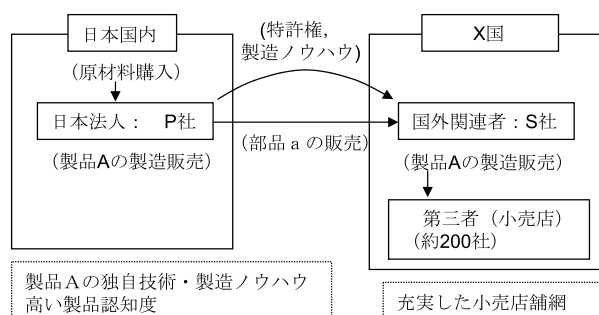


図4 研究開発およびマーケティング活動により形成された無形資産

前記3. 3 (1) で紹介したとおり、双方の無形資産を棚卸することによって、双方の利益の源泉に貢献する無形資産を特定し、その内容により取引価格を決定する必要がある。具体的には、双方の営業状況を検討した結果、考慮すべき無形資産として、P社の独自技術（特許権、製造ノウハウ）、高い製品認知度、S社の小売営業店網、広報宣伝・販売促進活動が採り上げられた。これらの無形資産がどの様に双方の利益に貢献しているかについての検討は、表7に

示した算定方法に基づいて行うことになる。無形資産の場合、第三者との比較が容易でないことが多いため、表7の③5)の残余利益分割法などを用いることも視野に入れるべきであろう。なお、【事例10】においては有形資産の譲渡（つまり部品aの販売）がある場合について説明されているが、これは無形資産の供与（ライセンス・譲渡）のみに基づく研究開発投資回収等の場合でも同様である。つまり、双方の利益に貢献する無形資産を検討した上で、ライセンス条件を決定する必要がある。

(2) ノウハウ等の取扱い事例

【事例11】（販売網および品質管理ノウハウの取扱いに関する事例：図5）は、無形資産の対象として、P社の販売網およびS社の品質管理ノウハウが採り上げられる可能性を説明する事例である。通常、どのような企業でも販売網や品質管理ノウハウを有するが、これらの無形資産がそのまま利益の源泉と認められることは少ない。しかしながら、これらの無形資産が他社と比較して圧倒的に自社を優位にする独自性がある場合においては、利益の源泉として考慮すべき無形資産と認定する必要がある。

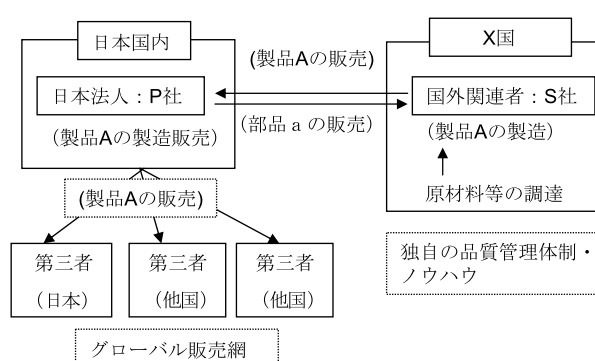


図5 販売網および品質管理ノウハウの取扱いに関する事例

【事例12】（従業員等の事業活動を通じて企業に蓄積されたノウハウ等の無形資産：図6）は、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

検討すべき無形資産の対象として、P社の人的資産および組織に関わる資産が採り上げられる可能性を説明する事例である。本事例では、S社のX国における営業活動支援のため、P社は受注活動、設備設計、操業管理、メンテナンス等のP社のノウハウを人的・組織的にS社に提供している。これらの行為によって、S社には利益が発生していると考えられるため、P社からS社への役務提供の対価は、これらの無形資産の貢献を考慮の上、決定される必要がある。

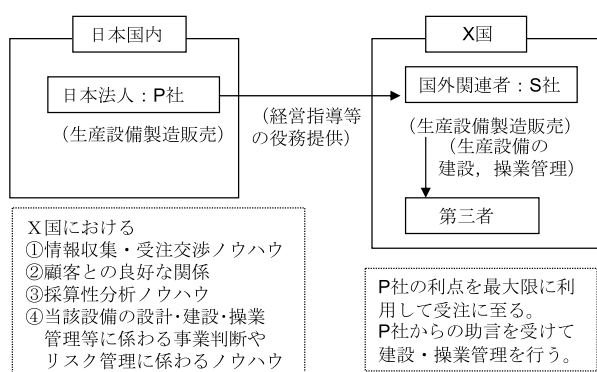


図6 従業員等の事業活動を通じて企業に蓄積されたノウハウ等の無形資産

(3) 無形資産の帰属：貢献程度の検討事例

【事例13】(無形資産の形成・維持・発展への貢献：図7)では、無形資産の形成・維持・発展への貢献程度を検討した事例である。本事例

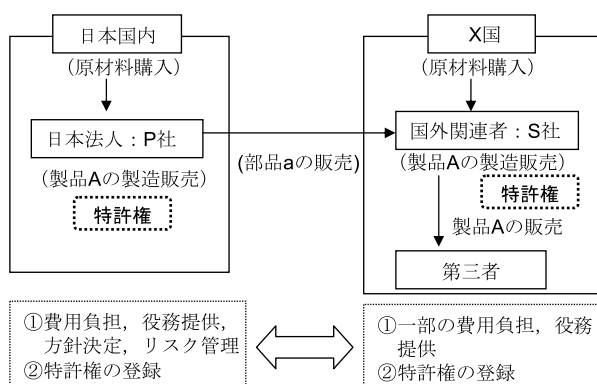


図7 無形資産の形成・維持・発展への貢献

では、貢献程度を検討する場合には、P社およびS社の双方が無形資産の法的な所有者であるというだけではなく、無形資産の形成・維持・発展への貢献の程度を考慮することが必要であり、実際の役務提供や費用負担の状況だけでなく、研究開発に係わる意思決定やリスク管理においてP社とS社が果たした機能等を総合的に勘案する必要がある。

【事例14】(無形資産の形成費用のみ負担している場合の取扱い：図8)は、費用負担しているだけでは、無形資産の形成・維持・発展への貢献が少ないとしている事例である。本事例では、S社の利益の源泉となる可能性の高い無形資産(例えば品質向上や製造ライン改善等、既に独自技術を形成した後であるところのもの)の形成・維持・発展において、S社が単にP社の研究開発費の一部を負担しているだけではその貢献度は小さいとされている。

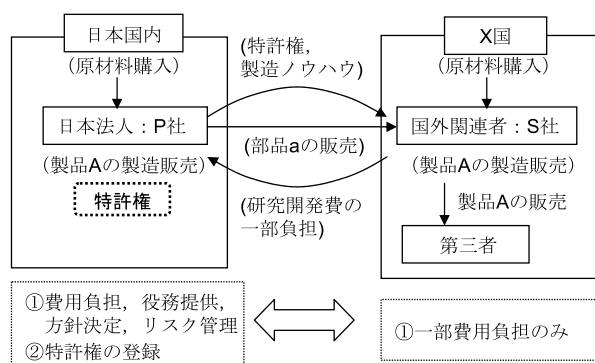
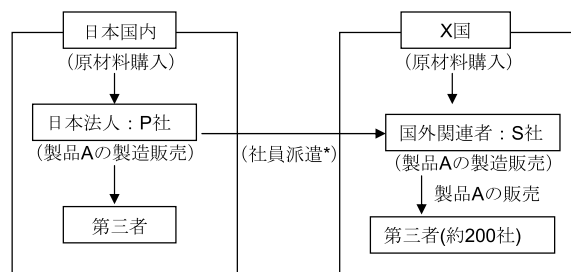


図8 無形資産の形成費用のみ負担している場合の取扱い

【事例15】(出向者が使用する法人の無形資産：図9)は、S社の利益の源泉は、P社からの製造技術担当出向者が行うS社の従業員に対する指導にあるとしている事例である。このように、P社の社員を通じて無形資産を供与している場合、無形資産の形成・維持・発展への貢献はP社にあると認める事例である。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



*製造技術担当5名：高度な技術開発知識や経験を有しP社が所有する製造ノウハウをS社に提供するために行われている。
*営業企画担当5名：高度なマーケティング知識や営業知識を有していない。

図9 出向者が使用する法人の無形資産

これらの事例から、国外関連者との間では、①意思決定、②役務の提供、③費用の負担、④リスクの管理を考慮して、対象となる無形資産の所有配分や利用対価を設定する必要があることを考慮しなければならないことが分かる。

4. 移転価格税制に対する知財部門での対応

これまで企業税務に携わってきてない者にとって、移転価格税制への対応は非常に難しい。企業税務の勉強をした上でないと理解できない制度が多く、普段の業務の中で税務を意識しながら活動することは大変である。ここでは、移転価格税制に対し、知財部門の担当者はどのような対応を取ることが必要か、第2章や第3章

の内容を踏まえて、知的財産を中心に整理することを試みた。

4. 1 無形資産の使用を伴う取引に関する事実認定

(1) 事実認定の手順

無形資産の使用を伴う取引に関して移転価格税制取引上の事実認定を行う手順①～⑥を表8に示す。

特に、無形資産を使用して取引が行われている場合、④の独立企業間価格の算定方法を検討する際には、比較対象取引の選定に当たり、(i) 特許権、著作権といった無形資産の「種類」、(ii) 著作権の対象である具体的な著作物、ノウハウの範囲としての特定の生産技術などの「対象範囲」、(iii) 自己利用、使用許諾等の別である「利用態様」等の類似性などについての検討が必要である^{2) ①, 3)} (事務運営要領3-2参照)。

(2) 事実認定に係る論点

無形資産の使用を伴う取引における事実認定に係る論点について、図10に事例を示す¹⁾。この例は、親会社から国外関係会社への製品販売取引に関して、親会社・国外関係会社ともに無形資産を利用しているケースである。

表8 無形資産の使用を伴う取引に対する事実認定の手順

①グループ企業の取引に係わる全体像の把握	グループ内(親会社、国内外関係会社)の資本関係、取引・商流関係(外・外取引を含めて)がどうなっているのかを把握する。
②グループ企業内の機能・リスク・無形資産の見える化	各社がどのような機能を持ち、リスクを負担しているかを把握する。親会社と子会社がどのような無形資産を持ち、それがお互いの会社の利益にどのように貢献しているかを把握する。 例えば、親会社が他社から許諾された特許ライセンスを社外関連者である製造子会社が使っているか、使っているとしたら、それがどのくらい利益に貢献しているか。
③グループ企業間の対価回収方法の検討	無形資産の使用にかかる対価をどのような方法で回収するかについて検討を行う。 例えば、ノウハウ提供に対してはロイヤリティにより回収する。
④移転価格算定方法の検討	独立企業間価格の算定方法について、表7にあるどの算定方法を使うかの検討を行う。
⑤①～④にかかわる文書化の実施	移転価格税制調査に対応できるように、①～④に関するデータ、契約、ルールについて文書化を行う。
⑥内外環境変化の把握	①の定期的な確認と、外部環境変化(マーケットシェア、競争状況、市場等)についての動向把握により、①～④の定期的な見直しを行う。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

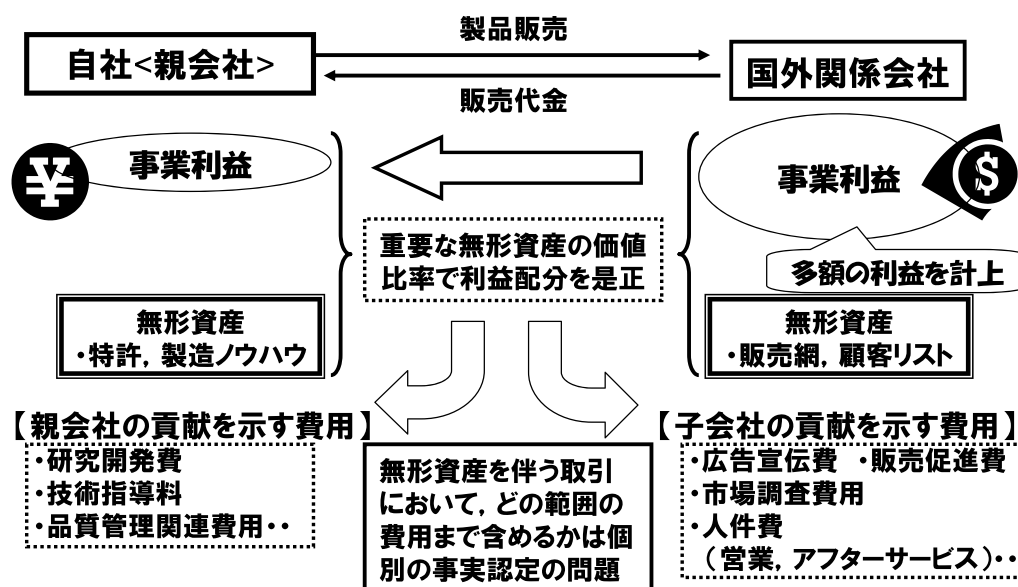


図10 事実認定に係る論点<例>

親会社は、研究開発等により取得した特許や形成した製造ノウハウ等を使用して製品を製造し、国外関係会社は、国外関係会社自身で構築した販売網や顧客リストを利用して製品を販売しており、それらの無形資産が本取引の利益の源泉になっていると考えられる。このような場合、一般的に親会社と国外関係会社の無形資産の価値（それを代替するものとして、無形資産の形成のために支出した費用）の比率に応じて、利益を分割することとなる。具体的には、親会社は特許・製造ノウハウの開発費用となる研究開発費、技術指導料、品質管理費用など、国外関係会社は販売網や顧客リストの構築費用となる広告宣伝費・販売促進費などを使用して利益を配分する。

租税特別措置法関係通達（法人税編）66の4(4)-5では「当該重要な無形資産の価値による配分を当該重要な無形資産の開発のために支出した費用等の額により行っている場合には、合理的な配分として、これを認める」と記載されている。ただし、実際の具体的取引においては、①どのような無形資産が利益の源泉になっているか、②その無形資産を形成する費用の範囲は

どこまでかなどが事実認定の論点になり易いことに留意する必要がある。

4.2 移転価格税制に対する着眼点

最後に、移転価格税制に対する知財部門の対応に関する着眼点を取りまとめた。

(1) 国外関係会社の利益の発生要因はどこか

第一の着眼点は、国外関係会社の利益の発生要因はどこにあるのかを把握することである。前記3.4の移転価格税制の事例を踏まえると、製造や販売を行う国外関係会社の利益の発生要因は親会社の資産（有形および無形資産）によるものか、それとも国外関係会社の独自の資産によるものかに注目しなければならない。

特に、無形資産に係る移転価格の検討にあたっては、国外関係会社の利益率が高い場合は、日本の親会社からの無形資産の供与・役務の提供があるか、親会社が適切な対価を受領しているかについて検証することが必要である。

(2) 利益の源泉となった無形資産は何か

第二の着眼点は、国外関係会社の利益の発生

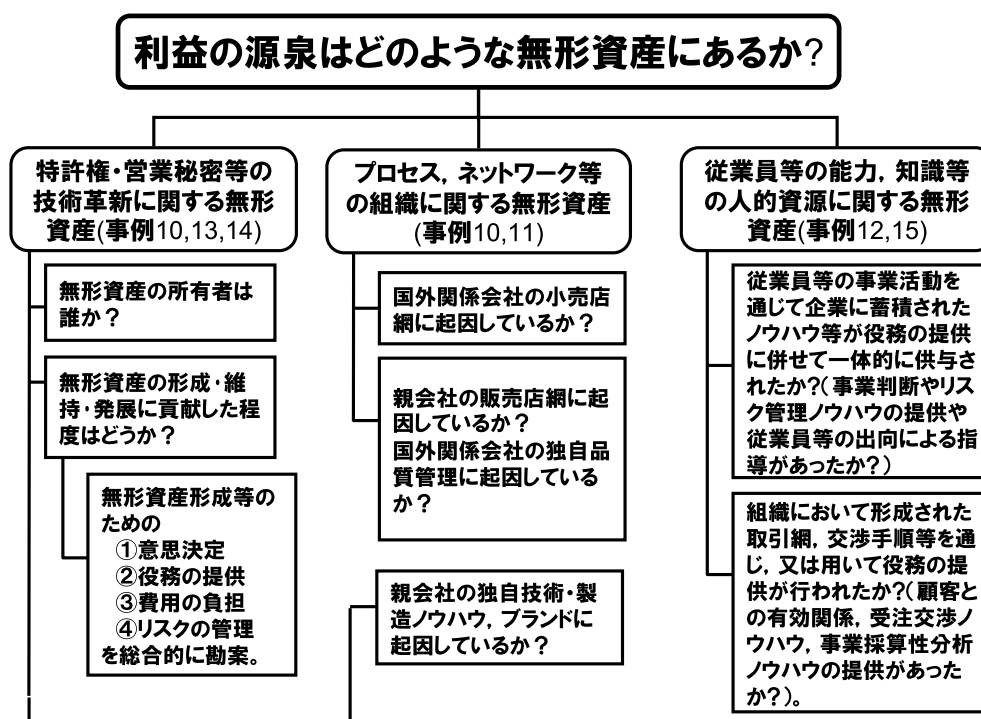


図11 利益の発生要因

要因はどのような無形資産を用いて得られたものかという点である。対象とされる無形資産は、図11に示すように、特許権・営業秘密等の技術革新に関する無形資産の他、従業員の能力・知識等の人的資源に関する無形資産、プロセス・ネットワーク等の組織に関する無形資産である。

技術革新に関する無形資産（特許権等）が利益の源泉になっているかの評価では、関連する特許権等が棚卸資産（製品）に実施されているかの評価が必要となる。特許権等が存在しているだけでは必ずしも利益の源泉となっているとは言えないからである。この評価は知財部門が担当すべきであろう。

また、人材や組織に関する無形資産は知財部門の担当領域ではないが、ノウハウの形式知化や評価等については一定の知見があり、知財部門が人事・総務・財務部門に協力することも可能と思われる。

(3) その無形資産の形成等に誰が貢献したか
第三の着眼点は、取引当事者の貢献程度も勘

案し、利益の源泉となった無形資産は誰に帰属するかを特定することである。無形資産の形成等への貢献程度については、その①意思決定、②役務の提供、③費用の負担、および④リスクの管理において、取引当事者が果たした機能等を総合的に勘案する必要がある。単にその費用を負担しているというだけでは、貢献の程度は低いとされている。

また、国外関係会社との間で知的財産を共有する場合も、意思決定、役務の提供、費用の負担、リスクの管理等に果たした役割を考慮して、その所有配分や利用対価を設定する必要がある。その中では、親会社と国外関係会社の知財部門間の貢献度合も勘案することになる。開発費の回収については、コストシェアリング契約^{15, 16)}（費用の負担割合に応じて成果を配分する契約）など「資金の効率的な運用」という側面を考慮したスキームを採用することも検討に値しよう。

(4) 事実認定に関し知財部門が行うべき対応

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

以上の3つの着眼点を踏まえ、事実認定に関して、知財部門が関与すべき項目を抽出すると、図12のようになる。

<p><移転価格税制:知的財産に関する事項の把握></p> <p>①役務提供: 創出者,所有者および実施者の特定。</p> <p>②費用負担: 取得・維持費用の額とその負担割合の算出。</p> <p>③意思決定・リスク管理: 権利形成等における意思決定等の貢献度合の把握。</p> <p>④移転価格の算定方法: ロイヤリティの算定方法を用いた価値の算出。実施料の相場(独立企業間価格)の把握。コスト回収方法(コストシェアリング時)の算定等。</p>

図12 知財部門が取るべき対応

特に知財部門では従来の特許性や権利行使可能性の評価に留まらず、利益の源泉となる資産としての知的財産の価値を評価する手法を理解しておくことが必要であろう。

ところで、グローバル化する企業の知財活動に対して、移転価格税制の観点から、知的財産を中心として、どのような無形資産が親会社や国外関係会社のどこに存在し、どれだけの利益を生み出しているか、また、その無形資産の形成にどの会社がどれだけ貢献したかを整理することは、グローバルな事業戦略とリンクした知財管理体制について前向きに考え直す良い機会と思われる。さらに、移転価格税制の観点から、海外事業戦略・税務戦略と連携したグローバルな知財戦略を再構築し、経営に提案できれば知財部門がより積極的かつ主導的な役割を果たすまたとないチャンスと考えられる。

5. おわりに

今回、知財部門にとってはなじみの薄い税務というテーマについて調査・研究を行った。特に、第3章以降では、知財に関わる税務リスクとして移転価格税制を取り上げ、この税制へ対応するためには、グループ企業内の無形資産(技術革新、人、組織)の把握と、それらの無形資産がどのように親会社・国外関係会社の利益に貢献しているのかを明らかにすることが重

要であると述べた。そして、我々の取り扱っている知的財産は、技術革新に関する無形資産の中で大きな比重を占めるものである。したがって、移転価格税制への対応を行うことは、知的財産の利益貢献の度合を明らかにすることであり、知財活動の成果の見える化につながるものである。

本論説が、知財部門の税務知識向上の役に立ち、また、税務という新しい切り口から知財管理体制・知財戦略の見直しや知財活動の成果の見える化につながる取組みを行うきっかけになれば幸いである。

なお、税務に関する法令の改廃や通達の修正・追加・削除等は頻繁に行われており、常に最新の内容を確認するよう心がけて頂きたい。

最後に、今回の検討では、税務・会計関係の文献を読み、また、関係者の声をじかに聞くことができ、知財担当者としてまた人として大いに刺激を与えられ啓発された。特にインタビューに快く応じてくださった方々に厚くお礼申し上げる。

なお、本論説は、2007年度当委員会メンバーが担当した。

洲崎英夫(小委員長, リコー), 加藤義宣(小委員長補佐, 富士通), 大山功(古河電気工業), 桑原隆秀(住友金属鉱山), 小林淳二(アルプス電気), 佐藤修(三菱電機), 谷澤靖久(日本電気), 比嘉正人(日立製作所), 古澤馨(シャープ), 松本倫宜(ブリヂストン), 山川純之(大日本印刷)

注 記

- 1) 経済産業省「第36回海外事業活動基本調査」2007年7月
- 2) ① 財務省, ファイナンス, pp.27-36, (2007.6)
② 堀口大介, 税務の話題-執行強化される移転価格税制のリスク管理, KPMGニューズレター(税務関連), (2006.11)

<http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/>

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- tax/200611_2/01.html (参照日2008.3.12)
- ③ 大河原健, 日本における移転価格税制の現状, JOIセミナー[http://www.ey.com/Global/download.nsf/Russia_E/TP_Presen_All/\\$file/TP_Presen_All.pdf](http://www.ey.com/Global/download.nsf/Russia_E/TP_Presen_All/$file/TP_Presen_All.pdf) (参照日2008.3.12)
- 3) 国税庁, 別冊: 移転価格の適用に当たっての参考事例集, p.40
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/hojin/010601/pdf/bessatsu.pdf> (参照日2008.3.12)
- 4) 国税庁, 移転価格事務運営要領の制定について (事務運営指針)
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/hojin/010601/00.htm> (参照日2008.3.12)
- 5) 国税庁, 「移転価格事務運営要領」の一部改正について (事務運営指針)
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/hojin/kaisei/070625-2/01.htm> (参照日2008.3.12)
- 6) ライセンス委員会, 日本知的財産協会 資料集第222号, (1994), ライセンス契約と税金
- 7) ① 租税特別措置法第66条の4第1項及び第68条の88第1項
② 租税特別措置法施行令第39条の12
- 8) 国税庁, 印紙税の手引 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/inshi/tebiki/01.htm> (参照日2008.3.12)
- 9) ① 国税庁, 取引等の税務上の取扱い等に関する
事前照会 (職務発明等に係る報奨金の所得税の取扱いについて)
<http://www.nta.go.jp/hiroshima/shiraberu/bunshokaito/003/index.htm> (参照日2008.3.12)
- ② 国税庁, 居住者に支払う職務発明の対価
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/gensen/05/13.htm> (参照日2008.3.12)
- 10) 国税庁, 取引等の税務上の取扱い等に関する事前照会 (非居住者に支払う職務発明の対価)
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/gensen/06/57.htm> (参照日2008.3.12)
- 11) 田畑健隆, ファイナンス, pp.27~36 (2007.6), 移転価格税制の執行について
- 12) 税制調査会, 平成19年度の税制改正に関する答申, p.8
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/181201a.pdf> (参照日2008.3.12)
- 13) OECD移転価格ガイドライン第6章 (無形資産に対する特別の配慮) パラグラフ6.38
- 14) 米国財務省規則 § 1.482-4 (f) (3)
- 15) 羽床正秀, 無形資産と費用分担契約について, 国際税務 (2006.10)
http://www.sney.com/pdf/senmon2006_11.pdf (参照日2008.3.12)
- 16) 高久隆太, 移転価格課税における無形資産の使用により生じた利益の帰属及びその配分, 税大論叢49号, pp.96-100 (2005.6.29)
<http://www.ntc.nta.go.jp/kenkyu/ronsou/49/takaku/ronsou.pdf> (参照日2008.3.12)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表9 知財税務に関する文献一覧

出処	執筆・講演者名、講演・雑誌・書名、巻、号、ページ、発行年、出版主催社名、タイトル	備考*
知財管理誌等	①石井誠・他、知財管理、Vol.55、No.5～10、(2005)、知的財産部員のための会計(その1～6)	◎
	②品川陽子・他、知財管理、Vol.55、No.1、pp78～88(2005)、知的財産部門のための会計・税務・ディスクロージャー	◎
	③ライセンス委員会、知財管理、Vol.50、No.6、pp775～805(2000)、ライセンス契約と移転価格税制	◎
	④ライセンス委員会、日本知的財産協会 資料集 第222号、(1994)、ライセンス契約と税金	◎
	⑤岡本清秀、知財管理、Vol.50、No.1、pp69～78(2000)、企業の多国籍化に伴う知的財産戦略と留意点	
	⑥須田孝一郎、知財管理、Vol.52、No.4、pp523～536(2002)、知的財産の税務と価値評価	
書籍	①山本守之、法人税の理論と実務(平成19年度版)、(2007)、中央経済社	○
	②小沢進・他、Q&A租税条約(2007)、財經詳報社	○
	③佐藤正勝・他、Q&A 移転価格税制一制度・事前確認・相互協議一、(2004)、税務経理協会	◎
	④望月文夫、日米移転価格税制の制度と適用、(2007)、財団法人大蔵財務協会	◎
	⑤ホワイト&ケース税理士法人、知的財産税務戦略、(2007)、税務経理協会	○
	⑥山田勇毅、戦略的特許ライセンス、(2002)、経済産業調査会	
	⑦松田政行・他、IT知財と法務、(2004)、日刊工業新聞社	
	⑧広瀬義州・他、知的財産の証券化、(2003)、日本経済新聞社	
	⑨加藤恒、パテントプール概説、(2006)、発明協会	
記事	①伊東康彦・他、旬刊経理情報、No.1153、pp9～pp26(2007.7.1)、移転価格対策を活用したグループ管理の再構築	◎
	②前田圭・他、旬刊経理情報、No.1163、pp24～30(2007.10.20)、移転価格事務運営指針の改正ポイントと企業の対応	○
	③藤田恵、旬刊経理情報、No.1164、pp44～48(2007.11.1)、海外出張者・赴任者に関する税務上の取扱い	
	④田畑健隆、ファイナンス、pp27～36(2007.6)、移転価格税制の執行について	◎
	⑤中邑徹・他、月間国際税務、Vol.27、No.12、pp12～39(2007.12)、国内第一線実務化に訊く! 移転価格課税リスクへの実務対応	◎
	⑥日本経済新聞、(2007.3.15)、移転価格税制の課税基準を明確化	
	⑦赤松晃・他、Right Now、(2005.10～2006.8)、知的財産における税務戦略1～6	○
通達・文献(URL)	①国税庁、移転価格事務運営要領の制定について(事務運営指針) http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/hojin/010601/00.htm	○
	②国税庁、連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について(事務運営指針) http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/hojin/050428/00.htm	◎
	③国税庁、別冊・移転価格税制の適用に当たっての参考事例集 http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/jimu-unei/hojin/010601/pdf/bessatsu.pdf	◎
	④経産省、移転価格税制研究会 中間報告書、移転価格税制研究会、(2007.9.7) http://www.meti.go.jp/press/20070907002/itenkakaku-hontai.pdf	
	⑤高久隆太、移転価格課税における無形資産の使用により生じた利益の帰属及びその配分、税大論叢49号、(2005.6.29) http://www.ntc.nta.go.jp/kenkyu/ronsou/49/takaku/ronsou.pdf	◎
	⑥吉川保弘、事前確認制度の現状と課題、税大論叢50号、(2007.6.28) http://www.ntc.nta.go.jp/kenkyu/ronsou/50/01/ronsou.pdf	
	⑦浅川和仁、米国租税法の無形資産の評価の実情と日本に対する示唆、税大論叢49号、(2006.6.29) http://www.ntc.nta.go.jp/kenkyu/ronsou/49/asakawa/ronsou.pdf	
	⑧三田村仁、費用分担契約に関する一考察、税大論叢49号、(2006.6.29) http://www.ntc.nta.go.jp/kenkyu/ronsou/49/mitamura/ronsou.pdf	○
	⑨堀口大介、KPMGニュースレター(税務関連)、移転価格税制とロイヤリティ グループ内損益配分モデルの活用、(2004.8) http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200408_3/01.html	○
	⑩梅辻雅春、KPMGニュースレター(税務関連)、ロイヤリティ回収とグローバル税務管理、(2004.8) http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200408_2/01.html	○
	⑪和田和子、KPMGニュースレター(税務関連)、「移転価格」対策を活用したグループ管理の再構築、(2007.8) http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200707_7/01.html	○
	⑫羽床正秀、無形資産と費用分担契約について、国際税務(2006.10) http://www.sney.com/pdf/senmon2006_11.pdf	
	⑬羽床正秀、費用分担契約の論点、国際税務(2001.3) http://www.sney.com/pdf/lc02_2001_03.pdf	
	⑭毛利和人、取引形態別移転価格税制:無形資産取引について、国税速報、第5875号(2007.3.26) http://www.sney.com/pdf/senmon2007_08.pdf	◎
	⑮NGB、What's new、米IRS、産業界の強い反発(説得)を受け、クロスライセンスへの課税は限定的にすることで決着(2007.3.9) http://www.ngb.co.jp/news/2007/070309.pdf (IRS原文: http://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-07-23.pdf)	
セミナー等	①東秀彦、知的財産に係る会計・税務上の留意点、日本ライセンス協会の月例研究会(2006.11.30)	◎
	②藤森康一郎、知的財産に関わる移転価格問題、トーマツセミナー、(2007.2.7)	
	③山田&パートナーズ、ロイヤルティ契約に係る税務と実務上の留意点税理士法人、国際税務分科会、(2007.3.18)	
	④管田恵一郎、研究開発費に係る税務知識と実務のポイント・ロイヤルティ契約に係る税務知識と実務のポイント、マネージメントレーニングセミナー、(2007.6.20)	
	⑤宮嶋大輔・他、移転価格事務運営要領の一部改正と参考事例集の公表に関する実務上の対応、プライスウォーターハウスクーパースセミナー、(2007.9.3)	◎
	⑥内海英博、国際取引における源泉徴収課税に関する法務と税務、企業研究会、(2007.7.25)	
	⑦谷口勢津夫、企業経営における知的財産と課税～移転価格税制問題を中心に～、(財)関西社会経済研究所2006年度『ビジネス法務』シリーズ講演会第4回、(2006.9.1)	
	⑧水野忠恒、研究開発・知的財産権をめぐる課税問題、東大駒場リサーチキャンパス公開、(2007.6.1)	

*小委員会メンバーで、知財管理部門の担当者が読んだ場合に、大変参考になるとと思われるものを◎、次に読むことを推奨するものを○と付けさせていただきました。

(原稿受領日 2008年4月7日)